

『2017年度版 管理業務主任者 どこでも過去問』 追録（法改正）

日建学院
(平成29年4月1日現在)

【追録（法改正）】

本書の執筆後に確定した法改正により、記述を訂正等していただく必要が生じました。

ご面倒でも、以下のように修正・加筆等の上、ご利用していただきますよう、お願いいたします。

※ 赤字下線部 が変更点です。

| 該当ページ・箇所 | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---|--|
| p 483 タイトル | 建築環境 (省エネ法) | 建築環境 (<u>建築物省エネ法</u> ・省エネ法) |
| p 483 問題頭文 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。 | <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）</u> 及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。 <u>以下「省エネ法」という。</u> ）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。 |
| p 483 肢 1 | 1 建築物の所有者… | 1 <u>省エネ法によれば</u> 、建築物の所有者… |
| p 483 肢 2 | 2 特定建築物の改築を行おうとする者は、エネルギーの使用の合理化等に関する措置について、第1種特定建築物に限り、当該改築に係る部分の床面積にかかわらず所管行政庁への届出が定められている。 | <u>2 建築物省エネ法によれば、マンションの新築（床面積300㎡以上とする。）を行おうとする者は、エネルギーの消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届出なければならないが、増築（床面積300㎡以上とする。）の場合には、当該届出は不要である。</u> |
| p484 肢 2 解説 | 2 誤り。エネルギーの使用の合理化等に関する措置についての所管行政庁への届出は、第1種特定建築物の改築等を行おうとする者のみならず、第2種特定建築物の一定規模以上の改築等を行おうとする者にも義務付けられている（75条1項、75条の2第1項）。 | <u>2 誤り。マンションの新築に限らず、増築又は改築であっても、それらに係る床面積が300㎡以上のものについては、工事に着手する日の21日前までに、エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、所管行政庁に届出なければならない（建築物省エネ法19条第1項、第2項）。</u> |
| p 483 肢 3 | 3 エネルギーの使用の合理化… | 3 <u>省エネ法によれば</u> 、エネルギーの使用の合理化… |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>p 483 肢 4</p> | <p>4 一戸建ての住宅及び共同住宅等については、建築主等に対して、「外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準」並びに「単位住戸及び共同住宅等全体の一次エネルギー消費量の基準」へ適合する措置を講ずることが定められている。</p> | <p><u>4 建築物省エネ法によれば、マンションの所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができ、当該認定を受けた場合には、認定を受けている旨の表示を付することができる。</u></p> |
| <p>p484 肢 4 解説</p> | <p>4 正しい。平成25年の省エネ法改正で、これまでの「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の見直しに加え、「1次エネルギー消費量の基準」に適合する措置を講ずることとされた（省エネ法73条、平成25年国（交）告示907号）。</p> | <p><u>4 正しい。建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。そして、当該認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるものに、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる（建築物省エネ法36条第1項、第3項）。</u></p> |